

人権教育だより

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校

令和4年1月11日発行

(第10号)

「誰か」のこと じゃない

～人権は、身近な問題です。

これは法務省の人権啓発キャッチコピーです。

国際社会における「人権侵害」に対する見方は年々厳しくなり、「人権」を守ろうとする動きが世界的に広がっています。

私たちの社会の中には、数多くの「人権問題」があり、「人権」をめぐる課題は尽きませんが、まずは、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切です。

法務省の人権擁護機関では、本年度も、『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、各種の人権啓発活動を幅広く展開します。

今年も、「人権」意識をもって、みんなが自分らしく幸せになるよう、知恵を出し合い取り組みましょう。

(法務省 人権相談窓口 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)



「人権」ってなんだろう

人権とは「全ての人生まれながらにもち、自由で平等に生きていくための権利」です。

- ・健康で安全な生活がしたい。
 - ・自分の思いをはっきりと伝えたい。
 - ・自分の個性や能力を発揮したい。
 - ・目標や夢に向かって進みたい。
- …きっと誰もが願っています。

人権を尊重し守るためには、自分と周りの人の生活を見つめ、心豊かな人間関係づくりを進めていくことが大切です。

- ・お互いに助け合っている。
- ・安心して関われる仲間がいる。
- ・相手の気持ちを大切にしている。

…誰もが人と共に生きているのです。



自分を大切に、みんなも大切に

友達をつくろう

喜んだり悲しんだり 泣いたり笑ったり

ケンカをしてもすぐ仲直りできる そんな友だちをつくろう



守ろう「人権」 ～人権啓発活動強調事項（法務省）

① 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めることが必要です。

② 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取さくしゆといった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

③ 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。

⑤ 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認（性同一性）に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

⑥ インターネットによる人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

（その他）⑦ 部落差別（同和問題）⑧ アイヌの人々に対する偏見や差別の解消。

⑨ 外国人の人権 ⑩ 感染症に関連する偏見や差別の解消

⑪ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別の解消。

⑫ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消。

⑬ 犯罪被害者とその家族の人権 ⑭ 北朝鮮当局による人権侵害問題

⑮ ホームレスに対する偏見や差別の解消。 ⑯ 人身取引をなくそう

⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別の解消

市川市の人権相談窓口

心配ごとがありましたら法務局や人権擁護委員、市役所相談窓口にご相談ください。下記の相談窓口は、親子・夫婦・地域・職場などにおける差別・私的制裁・いじめ・体罰などの人権全般の問題について対応しています。相談は無料で、秘密は守られます。一人で悩まず相談してください。（平日、午前8時30分から午後5時15分まで）

【常設 人権相談】 電話0570-003-110

【子どもの人権110番】電話 0120-007-110

SOS メール

【女性の人権ホットライン】電話0570-070-810

